

## 議事要旨(2) 2016年7月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2016年7月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応のご説明を行う旨が説明された。その後、川西常勤委員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### キャッシュ・フロー計算書の改善

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 今回の提案は、経営管理の手法にも使われているキャッシュ・フロー計算書の見栄えを大きく変えるものなので、コスト・ベネフィットの観点からよく検討すべきという意見を入れてはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 総論として盛り込みたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 有形固定資産の取得は営業活動を支援するのに必要だから営業キャッシュ・フローに含めるのが欧米では一般的という話があったが、資金調達も営業には必要と思われる。営業活動に必要なから一般的に営業キャッシュ・フローに含めているのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 欧米では営業利益を非財務として捉えているので固定資産の売却損益も営業利益に含めている。営業キャッシュ・フローとそういった営業利益を調整しようとしているので、営業キャッシュ・フローには固定資産の取得や売却に関するキャッシュ・フローも含めるという提案がされているのである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 営業利益に対する ASBJ 事務局のスタンスはどうなっているのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準の営業利益をベースに考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 基本財務諸表における営業利益を先に定義すべきとコメントした方がよいのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 同感であり、承知した。

#### 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 改善するための妙案がないのであれば、改善が十分ではないとコメントするよりも、基準の改正や公開草案の公表をすべきではないとコメントした方がよいのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 明確な修正案を見出せないのであれば、そのような意見発信をする可能性もある。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 会計方針の定義に出てくる「原則」が不明確であることを指摘しているが、明確化は難しいし、説明のための説明が積み重なっていくだけである。「原則」という言葉は、スローガンや姿勢を示す場合に有効かもしれないが、会計方針の変更や会計上の見積りの変更の区別といった具体的な操作の状況については、うまく機能するとは思えない。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 代替案を示せない状況で提案された定義が十分ではないとコメントをすることが十分なのかについては検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 根本的に変えるよりも具体例を入れることで対応できるのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 具体的事例について捌くことは可能であるが、類似の論点をその都度捌かなくて済むように原則を示すことが IASB の考え方であったと思われる。ただし、波及的影響が読めない中で根本を変える提案がされている感がある。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - この問題は IFRS 特有の問題か、それとも米国基準でも同じか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 米国基準もルールはそれほど変わらないが、目の前に具体的な問題があるわけではないので、それほど問題にはなっていないと理解している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 将来に向かって適用するようなものが見積りと考えていたが、議論を進めているうちに根本的な考え方がぶれてきてはいないのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 見積りを行う際の実務を変更した場合で、新しい実務が昔から適用可能であった時に遡及適用するかという問題が生じ、可能なら遡及適用すべきという意見と、見積りである以上不要という意見が対立したため、遡及適用しなくてよいように会計方針の定義から実務という用語を削除したのが始まりであったが、意図しない影響がどこまで生じているのかが読めないのが現状である。

以 上